

# 志摩圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組 (案)

平成 3 0 年      月      日      策定

志摩圏域県管理河川水防災協議会

鳥羽市、志摩市、気象庁津地方气象台、  
三重県南勢志摩地域活性化局、三重県志摩建設事務所、  
国土交通省中部地方整備局地域河川課（オブザーバー）

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 協議会の構成 .....	2
3. 目的 .....	3
4. 概ね5年間で実施する取組 .....	4
5. フォローアップ .....	8

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、都道府県が管理する河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

本県においても、平成29年10月の台風21号により紀伊半島大水害（平成23年9月）以来となる大規模な浸水被害が発生し、洪水浸水被害に対する備えが必要であることが、改めて認識されたところです。

これらのことから、志摩圏域の県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う鳥羽市、志摩市、気象庁津地方气象台、三重県、国土交通省中部地方整備局（※1）、が「志摩圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、志摩圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた迅速かつ円滑な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」（以下「取組」という。）をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

※1 オブザーバー（陪席者）として参加

## 2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
鳥羽市	市長
志摩市	市長
気象庁津地方気象台	台長
三重県 南勢志摩地域活性化局 志摩建設事務所	局長 所長
(オブザーバー) 国土交通省中部地方整備局地域河川課	課長

### 3. 目 的

#### 協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市の減災の取組を共有し、志摩圏域の水防災意識の向上に資することを目的とします。

#### 現状課題

協議会において、以下の項目を現状課題としました。

- 1) 水害リスク認識の課題  
浸水想定区域の情報や河川水位情報の拡充も含め、行政が発する避難関連情報や水位情報の的確な発信と住民の理解度の向上が必要。
- 2) 水防活動等の防災体制の課題  
水防活動に向けた情報伝達や参集時間の迅速化や、大規模災害時においても確実に機能する水防体制間の連携が必要。
- 3) 施設維持管理の課題  
改良事業には長期を要することから、洪水被害軽減に向けた経済的かつ効果的な維持管理を行うことが必要。

#### 目的達成のための取組項目

志摩圏域の水防災意識の向上のため、今後概ね 5 年間で以下の 3 つの項目に取り組みます。

- 1) 住民の洪水被害に対する防災意識向上に資することや、円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- 2) 洪水被害軽減のための水防活動を迅速・的確に行うための取組
- 3) 氾濫水による浸水被害軽減に関することや、洪水被害軽減のための河川管理施設の維持管理等に関する取組

#### 4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、志摩圏域の水防災意識の向上を目的に、各構成機関が取り組む主な取組事項・目標時期については、以下のとおりです。

##### 1) 住民の洪水被害に対する防災意識向上に資することや、円滑かつ迅速な避難行動のための取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
1	<p>【洪水時における河川管理者からの情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる情報を市に提供します。</li> <li>県から水位周知河川の情報等を市長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。</li> </ul>	加茂川	H29	三重県 鳥羽市
2	<p>【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。</li> </ul>	加茂川  磯部川	H30  ※磯部川については、試行を目指す。	三重県 鳥羽市 志摩市
3	<p>【水害危険性の周知促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水害危険性の確認（危機管理型水位計・量水標の検討・設置、浸水状況等の確認等）</li> <li>水位周知の検討</li> </ul>	磯部川など、水位周知河川未指定となっている河川	H33 ※浸水状況等の確認は、毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
4	<p>【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設等の立地状況を確認し、施設管理者の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況等を確認します。</li> </ul>	市町村地域防災計画に位置付けられた施設	H30 から継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
5	<p>【住民防災意識の向上と防災教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。</li> <li>小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水</li> </ul>	管内の住民団体等及び学校	毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市

	防災教育を実施します。(出前講座、「防災ノート」の配布等)			
6	【危機管理型水位計や量水標の設置】 ・地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。	磯部川など、水位周知河川未指定となっている河川	H33	三重県
7	【防災気象情報の改善】 ・大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにします。	管内全域	継続して実施	津地方気象台

## 2) 洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行うための取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
8	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。	全管理河川	毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
9	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。	志摩建設事務所水防支部及び2水防管理団体	H30より毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
10	【水門・排水施設の運用点検の実施】 ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門・排水施設等の運用点検を関係者と実施します。	志摩建設事務所水防支部及び2水防管理団体	H30より毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
11	【市町庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】 ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討します。	県立志摩病院 2市の管理施設	H33	三重県 鳥羽市 志摩市

3) 氾濫水による浸水被害軽減に関することや、洪水被害軽減のための河川管理施設の維持管理等に関する取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
12	<p>【危機管理型ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊までの時間を少しでも引きのばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を必要に応じ実施します。</li> </ul>	河川整備計画策定河川	H30から実施	三重県
13	<p>【洪水氾濫を未然に防ぐ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（堆積土砂撤去）河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。</li> <li>・（河川改修）計画的な河川改修を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全管理河川</li> <li>・河川整備計画策定河川</li> </ul>	毎年、継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県、鳥羽市、志摩市</li> <li>・三重県</li> </ul>

## 5. フォローアップ

毎年、出水期前に、前年度の出水時の対応について振り返るとともに、取組の進捗状況を確認する等フォローアップを行い、必要に応じて取組の見直しを行います。